

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位: 円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和1年11月05日	令和元年度京都創生P R事業「京あるきin東京2020」(仮称) 広報及び企画運営業務	7,276,500	総合企画局総合政策室 京都創生担当	株式会社ビードリーム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002	令和1年10月01日	オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借	26,678,592	総合企画局情報化推進 室情報システム担当	オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借に係る賃借コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003	令和1年10月01日	ネットワーク機器(センタールータ及び出先拠点スイッチ等)一式賃貸借(平成26年度開始分)(再リース)	7,538,520	総合企画局情報化推進 室情報システム担当	富士通リース株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004	令和1年10月01日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う住基税証明システム(税システム側)開発業務委託	5,676,000	総合企画局情報化推進 室情報システム担当	株式会社D T S	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
005	令和1年10月04日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う障害者福祉システム等(オンライン処理)令和元年度追付改修作業業務委託	53,070,600	総合企画局情報化推進 室情報システム担当	公益財団法人京都高度技術研究所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
006	令和1年10月04日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う介護保険システム(オンライン処理)令和元年度追付改修作業業務委託	116,508,480	総合企画局情報化推進 室情報システム担当	公益財団法人京都高度技術研究所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
007	令和1年10月04日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う国民健康保険システム(オンライン処理)令和元年度追付改修作業業務委託	137,010,720	総合企画局情報化推進 室情報システム担当	公益財団法人京都高度技術研究所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
008	令和1年10月31日	汎用電子計算機及び周辺装置操作業務委託	(当初) 12,474,000 (変更後) 19,096,000	総合企画局情報化推進 室情報システム担当	株式会社 京信システムサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
009	令和1年11月08日	オープン化住基システムの住基ネットA Pサーバ連携評価支援業務委託	7,460,739	総合企画局情報化推進 室情報システム担当	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010	令和1年11月14日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う住民基本台帳システム(オンライン処理)令和元年度第2期追付(A Pサーバ連携処理)改修作業業務委託	64,240,000	総合企画局情報化推進 室情報システム担当	株式会社アルバス	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
011	令和1年11月25日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う障害者福祉システム等(オンライン処理)令和元年度第2期追付改修作業業務委託	6,040,320	総合企画局情報化推進 室情報システム担当	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
012	令和1年11月25日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う国民健康保険システム(オンライン処理)令和元年度第2期追付改修作業業務委託	8,058,600	総合企画局情報化推進 室情報システム担当	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
013	令和1年11月25日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う介護保険システム(オンライン処理)令和元年度第2期追付改修作業業務委託	100,420,320	総合企画局情報化推進 室情報システム担当	公益財団法人京都高度技術研究所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
014	令和1年11月26日	大型汎用コンピュータへのL A N制御機構増設対応業務委託	7,015,800	総合企画局情報化推進 室情報システム担当	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位: 円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
015	令和1年11月29日	京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応業務委託 (令和2年6月向け)	25,984,145	総合企画局情報化推進室情報システム担当	「京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応業務委託」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
016	令和1年12月03日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う税システム (オンライン処理) 令和元年度第2期追付改修作業業務委託	54,212,400	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社DT S	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
017	令和1年12月25日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う住民基本台帳システム (オンライン処理) 令和元年度第3期追付改修作業業務委託	11,726,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社アルバス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018	令和2年01月01日	令和元年度1月～3月電算システムに係る保守業務 (住基・税系)	32,989,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	令和元年度1月～3月電算システム保守業務 (住基・税系) コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
019	令和2年01月01日	令和元年度1月～3月電算システムに係る保守業務 (福祉系)	36,795,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	令和元年度1月～3月電算システム保守業務 (福祉系) コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
020	令和2年01月01日	オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借	26,678,592	総合企画局情報化推進室情報システム担当	オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借に係る賃貸借コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
021	令和2年01月29日	オープン化住基システム開発のための評価用A Pサーバ構築作業業務委託	34,100,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
022	令和2年01月30日	新国民年金システム (オンライン処理) 令和元年度開発支援等業務委託	6,050,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	システムプロデュース株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
023	令和2年01月30日	新福祉医療システム (オンライン処理) 令和元年度開発支援等業務委託	15,840,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社アルバス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
024	令和2年01月31日	新介護保険システム (オンライン処理) 令和元年度開発支援等業務委託	5,808,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
025	令和2年01月31日	新国民健康保険システム (オンライン処理) 令和元年度開発支援等業務委託	5,808,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
026	令和2年01月31日	新障害者福祉システム (オンライン処理) 令和元年度開発支援等業務委託	5,808,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
027	令和2年02月01日	電子計算機 NEC ACOSシステム機器賃借 (サーバ等)	15,691,060	総合企画局情報化推進室情報システム担当	電子計算機NEC ACOSシステム機器賃借 (サーバ等) に係る賃貸借業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位: 円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
028	令和2年02月14日	介護ケア推進課端末及び障害保健福祉推進室端末のACOS接続対応作業業務委託	14,850,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
029	令和2年03月03日	大型汎用コンピュータのオープン化に係るバッチ処理サーバ性能強化等業務委託	27,678,200	総合企画局情報化推進室情報システム担当	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和元年度京都創生PR事業「京あるきin東京2020」（仮称）広報及び企画運営業務
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室京都創生担当
- 3 契約締結日
令和元年11月5日
- 4 履行期間
令和元年11月5日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区油小路通竹屋町下ル橋本町494番地1
株式会社ビードリーム
- 6 契約金額（税込み）
7,276,500円
- 7 契約内容
 - (1) 事業企画等に関する業務
 - (2) イベント等に関する業務
 - (3) 広報等に関する業務
 - (4) 業務体制に関する事業
 - (5) その他事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本イベントの開催に当たっては、手に取ってもらいやすく読みやすい広報印刷物の作成やオープニングイベントをはじめとする東京開催のイベントの円滑な企画運営等が必要であるため、本件業務を委託する事業者については、デザイン能力や企画提案能力及び事業の確実な遂行能力等を総合的に審査する必要があり、性質上競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり、プロポーザル方式により、株式会社ビードリームを受託候補者として選定し（令和元年10月31日決定）、同社との契約に関する協議が整ったため、同社に委託。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和元年10月1日
- 4 履行期間
令和元年10月1日から令和元年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借に係る賃貸借コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
代表 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
26,678,592円
- 7 契約内容
本市においては、大量、複雑な事務の一括処理及び広域的・即時的な市民サービスの提供を行うため、大型汎用コンピュータを導入している。
本件は、大型汎用コンピュータのオンライン業務システムにおいて、大型汎用コンピュータ、区役所等の設置端末、住基ネットサーバ、課税支援サーバ及び後期高齢連合会サーバの間の通信に必要となる、オンライン業務システム中継サーバについて、賃貸借契約を締結するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。
上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。
このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。
本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタ

ル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。

また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の3社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。したがって、本件は上記の4社以外には履行できず、競争入札に適さない。

本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社J ECCを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ネットワーク機器（センタールータ及び出先拠点スイッチ等）一式賃貸借（平成26年度開始分）
（再リース）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和元年10月1日
- 4 履行期間
令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1番地 京都フコク生命四条柳馬場ビル
富士通リース株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,538,520円
- 7 契約内容
令和元年9月30日で賃貸借期間の満了を迎えるネットワーク機器について、引き続き使用するため、再リース契約を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約は、平成26年度（第3期）に借り受けたネットワーク機器を継続利用するための再リースを行うものである。そのため、本契約を履行できるのは、現リース契約を締結している富士通リース株式会社しかないことから、同社と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う住基税証明システム（税システム側）開発業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室システム担当
- 3 契約締結日
令和元年10月1日
- 4 履行期間
令和元年10月2日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区八丁堀2-23-1 エンパイヤビル
株式会社D T S
- 6 契約金額（税込み）
5,676,000円
- 7 契約内容
住基税証明システムのうち、税に係る証明書発行機能をオープン化後の基幹システム上で開発する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
住基税証明システムは、現在開発中の新税システム（オンライン処理）の証明書発行機能を利用して開発するため、新税システムの開発と調整しながら作業を実施する必要があることから、新税システムの開発を受託している株式会社D T Sに委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う障害者福祉システム等（オンライン処理）令和元年度
追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和元年10月4日
- 4 履行期間
令和元年10月5日から令和2年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
53,070,600円
- 7 契約内容
現行の障害者福祉システム等（オンライン処理）の改修内容を、現在開発中の新システムに反映
させるための改修作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、新システムの開発と調整しながら作業を実施する必要があることか
ら、新システムの開発を受託している公益財団法人京都高度技術研究所に委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う介護保険システム（オンライン処理）令和元年度追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和元年10月4日
- 4 履行期間
令和元年10月5日から令和2年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
116,508,480円
- 7 契約内容
現行の介護保険システム（オンライン処理）の改修内容を、現在開発中の新システムに反映させるための改修作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、新システムの開発と調整しながら作業を実施する必要があることから、新システムの開発を受託している公益財団法人京都高度技術研究所に委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う国民健康保険システム（オンライン処理）令和元年度追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和元年10月4日
- 4 履行期間
令和元年10月5日から令和2年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
137,010,720円
- 7 契約内容
現行の国民健康保険システム（オンライン処理）の改修内容を、現在開発中の新システムに反映させるための改修作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、新システムの開発と調整しながら作業を実施する必要があることから、新システムの開発を受託している公益財団法人京都高度技術研究所に委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

(当初) 汎用電子計算機及び周辺装置操作業務委託

(変更後) 汎用電子計算機及び周辺装置操作業務委託, 並びに新システムオペレーション関連作業支援業務委託

2 担当所属名

総合企画局情報化推進室情報システム担当

3 契約締結日

(当初) 令和元年10月31日

(変更後) 令和元年12月23日

4 履行期間

令和2年1月1日から令和2年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区二条通烏丸東入仁王門町5番地

株式会社 京信システムサービス

6 契約金額 (税込み)

(当初) 12,474,000円

(変更後) 19,096,000円

7 契約内容

汎用電子計算機を用いて定例化されているプログラムを実行し, ①データの更新・編集・保存処理, ②市民向けの大量の帳票を印字, ③データを他課へ提供するためのファイル出力を行う。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

令和2年1月に新福祉系システムが稼働するため, 1月以降の本業務について, 住基・税業務は現行システム(ACOS)で作業を行い, 福祉系業務は新システムで作業を行うこととなる。福祉系業務の移行資産の凍結が令和元年8月末であり, 現行システムへの改修内容を新システムに反映させる追付き対応には少なくとも1箇月以上を要することから, 新システムの仕様が確定するのは10月下旬になる。本業務の準備期間(両システムの習熟に加えて, 運用方法の調整, 開発事業者からの引継ぎ, 実地訓練)は, 3箇月間を要する見込みであり, 入札期間を考慮すると新システムの仕様が確定する10月下旬に入札に付したとしても, 令和2年1月以降の本業務を委託することは不可能であることから, 現在の受託者でなければ準備作業を行うことができない。そのため当該業務を随意契約により委託する。

(変更理由)

① 令和元年10月31日付けで令和2年1月からの新福祉系システムと住基・税システム(A

COS) のオペレーションに必要な人員を契約している。(7人体制)

- ② 一方、新福祉系システムの不測の事態に備え、現行システム(ACOS)を継続使用するために必要な体制の確保も同時に依頼していたため、現委託事業者において人員を確保済みであり、令和2年1月からは合計9人のオペレーション体制で契約予定であった。
- ③ ②については運用体制を検討する中で別途起案としていたが、令和元年12月23日の総務消防委員会において新福祉系システムの稼働時期の変更を報告し、引き続きACOSを継続使用することとなったため①の契約を変更する。(2名減員計5人)
- ④ 減員した2名と現行システムを継続使用する前提で確保済みの人員2名分(合計4人)については、新システムの運用シミュレーションやテスト実行、ドキュメント類の修正等の業務内容に変更して契約する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
オープン化住基システムの住基ネットA Pサーバ連携評価支援業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和元年11月8日
- 4 履行期間
令和元年11月9日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,460,739円
- 7 契約内容
住民基本台帳システムと外部システムとの情報連携を担うA Pサーバの更新に伴い、現在開発中の住民基本台帳システムと新A Pサーバとの連携処理開発及び接続評価試験を支援する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務においては、A Pサーバに関する技術、知識及び同サーバの運用に係る知見が必要となるが、これらを有するのは、A Pサーバの開発元である日本電気株式会社のみであるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う住民基本台帳システム（オンライン処理）令和元年度第2期追付（APサーバ連携処理）改修作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和元年11月14日
- 4 履行期間
令和元年11月15日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院坤町53番地
株式会社アルバス
- 6 契約金額（税込み）
64,240,000円
- 7 契約内容
住民基本台帳システムと外部システムとの情報連携を担うAPサーバの更新に伴い、現在開発中の新住民基本台帳システムについても、新APサーバと連携できるよう改修する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、新システムの開発と調整しながら作業を実施する必要があることから、新システムの開発を受託している株式会社アルバスに委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う障害者福祉システム等（オンライン処理）令和元年度第2期追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和元年11月25日
- 4 履行期間
令和元年11月26日から令和2年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
6,040,320円
- 7 契約内容
現行の障害者福祉システム等（オンライン処理）の改修内容を、現在開発中の新システムに反映させるための改修作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、新システムの開発と調整しながら作業を実施する必要があることから、新システムの開発を受託している公益財団法人京都高度技術研究所に委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う国民健康保険システム（オンライン処理）令和元年度第2期追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和元年11月25日
- 4 履行期間
令和元年11月26日から令和2年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
8,058,600円
- 7 契約内容
現行の国民健康保険システム（オンライン処理）の改修内容を、現在開発中の新システムに反映させるための改修作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、新システムの開発と調整しながら作業を実施する必要があることから、新システムの開発を受託している公益財団法人京都高度技術研究所に委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う介護保険システム（オンライン処理）令和元年度第2期追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和元年11月25日
- 4 履行期間
令和元年11月26日から令和2年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
100,420,320円
- 7 契約内容
現行の介護保険システム（オンライン処理）の改修内容を、現在開発中の新システムに反映させるための改修作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、新システムの開発と調整しながら作業を実施する必要があることから、新システムの開発を受託している公益財団法人京都高度技術研究所に委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータへのLAN制御機構増設対応業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和元年11月26日
- 4 履行期間
令和元年11月26日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,015,800円
- 7 契約内容
新福祉系システム稼働後の現行住基・税システムと新福祉系システムとのデータ連携増加に対応するため、現行システムが稼働する大型汎用コンピュータ（以下、「ACOS」という。）にLAN制御機構を増設し、データ連携に使用できる容量を増強するとともに、その保守を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ACOSシステムについては、トラブルが発生した際には、市民影響を最小限に抑えるため、直ちに原因を特定し、部品交換や代替機による復旧を行わなければならない。これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。
本契約の履行を可能とするためには、ACOSシステムについて保守を行っている日本電気株式会社に限られることから、同社を契約相手方として業務を委託するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応業務委託（令和2年6月向け）

2 担当所属名

総合企画局情報化推進室情報システム担当

3 契約締結日

令和元年11月29日

4 履行期間

令和元年12月2日から令和2年12月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

「京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応業務委託」に係るコンソーシアム

代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

25,984,145円

7 契約内容

データ標準レイアウトが令和2年6月から変更されるため、京都市マイナンバー連携システムに対して、新レイアウトに対応した設計及び改修を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の対象とする京都市マイナンバー連携システムは、日本電気株式会社が構築したものであり、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設定、プログラム製造及び実行を行うことができない。

このため、本業務を履行できる相手方は同社しかないことから、随意契約を締結するものである。

また、本業務の履行に当たっては、日本電気株式会社のほか、日本電気株式会社のグループ企業の高度な専門技術及び知識を保持する要員を確保でき、日本電気株式会社が詳細な技術の提供・ソフトウェアの使用を許諾している株式会社ソフィアが必要である。しかし、京都市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、平成28年10月「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と株式会社ソフィアから構成されるコンソーシアムを契約の相手方とする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う税システム（オンライン処理）令和元年度第2期追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和元年12月3日
- 4 履行期間
令和元年12月4日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区八丁堀2-23-1 エンパイヤビル
株式会社DTS
- 6 契約金額（税込み）
54,212,400円
- 7 契約内容
現行の税システム（オンライン処理）の改修内容を、現在開発中の新システムに反映させるための改修作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、新システムの開発と調整しながら作業を実施する必要があることから、新システムの開発を受託している株式会社DTSに委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う住民基本台帳システム（オンライン処理）令和元年度第3期追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和元年12月25日
- 4 履行期間
令和元年12月26日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院坤町53番地
株式会社アルバス
- 6 契約金額（税込み）
11,726,000円
- 7 契約内容
現行の住民基本台帳システム（オンライン処理）の改修内容を、現在開発中の新システムに反映させるための改修作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、新システムの開発と調整しながら作業を実施する必要があることから、新システムの開発を受託している株式会社アルバスに委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和元年度1月～3月電算システムに係る保守業務（住基・税系）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和2年1月1日
- 4 履行期間
令和2年1月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和元年度1月～3月電算システム保守業務（住基・税系）コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
32,989,000円
- 7 契約内容
日本電気株式会社製のV I Sと呼ばれる汎用コンピュータ上で稼働しているオンラインシステム、バッチシステムのシステム運用、システム変更、システム障害対応作業及びこれらに伴う一連の作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守業務をする電算システムは、日本電気株式会社製の汎用コンピュータ上で稼働しており、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設計、プログラム製造及び実行を行うことができない。
したがって、日本電気株式会社が排他的な著作権を有していることから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号」に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグル

ープ企業等であり，高度な専門技術及び知識を有する要員を確保でき，日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアの使用が許可されるNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアから構成されるコンソーシアムを相手方に選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和元年度1月～3月電算システムに係る保守業務（福祉系）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和2年1月1日
- 4 履行期間
令和2年1月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和元年度1月～3月電算システム保守業務（福祉系）コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
36,795,000円
- 7 契約内容
日本電気株式会社製のV I Sと呼ばれる汎用コンピュータ上で稼働しているオンラインシステム、バッチシステムのシステム運用、システム変更、システム障害対応作業及びこれらに伴う一連の作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守業務をする電算システムは、日本電気株式会社製の汎用コンピュータ上で稼働しており、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設計、プログラム製造及び実行を行うことができない。
したがって、日本電気株式会社が排他的な著作権を有していることから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号」に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグル

ープ企業等であり，高度な専門技術及び知識を有する要員を確保でき，日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアの使用が許可されるNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアから構成されるコンソーシアムを相手方に選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和2年1月1日
- 4 履行期間
令和2年1月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借に係る賃貸借コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
代表 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
26,678,592円
- 7 契約内容
本市においては、大量、複雑な事務の一括処理及び広域的・即時的な市民サービスの提供を行うため、大型汎用コンピュータを導入している。
本件は、大型汎用コンピュータのオンライン業務システムにおいて、大型汎用コンピュータ、区役所等の設置端末、住基ネットサーバ、課税支援サーバ及び後期高齢連合会サーバの間の通信に必要となる、オンライン業務システム中継サーバについて、賃貸借契約を締結するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。
上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。
このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。
本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタ

ル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。

また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の3社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。したがって、本件は上記の4社以外には履行できず、競争入札に適さない。

本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社J ECCを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
オープン化住基システム開発のための評価用A Pサーバ構築作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和2年1月29日
- 4 履行期間
令和2年1月30日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
34,100,000円
- 7 契約内容
現在開発中の住民基本台帳システムと新A Pサーバとの連携処理開発において、接続評価試験を実施するための評価用A Pサーバを構築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、すでに契約を締結した本番稼働用A Pサーバの構築や運用と密接に関連するもので、これらの役務を受託している日本電気株式会社以外の業者に委託した場合、既契約の便益を享受することができないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新国民年金システム（オンライン処理）令和元年度開発支援等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和2年1月30日
- 4 履行期間
令和2年2月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市此花区西九条一丁目28番13号
システムプロデュース株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,050,000円
- 7 契約内容
現在開発中の新国民年金システム（オンライン処理）について、一括処理システムとの連動テストなど本番稼働に向けた開発支援と追加要望の反映作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、新システムの開発と調整しながら作業を実施する必要があることから、新システムの開発を受託しているシステムプロデュース株式会社に委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新福祉医療システム（オンライン処理）令和元年度開発支援等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和2年1月30日
- 4 履行期間
令和2年2月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院坤町53番地
株式会社アルバス
- 6 契約金額（税込み）
15,840,000円
- 7 契約内容
現在開発中の新福祉医療システム等（オンライン処理）について、一括処理システムとの連動テストなど本番稼働に向けた開発支援と追加要望の反映作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、新システムの開発と調整しながら作業を実施する必要があることから、新システムの開発を受託している株式会社アルバスに委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新介護保険システム（オンライン処理）令和元年度開発支援等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和2年1月31日
- 4 履行期間
令和2年2月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
5,808,000円
- 7 契約内容
現在開発中の新介護保険システム（オンライン処理）について、一括処理システムとの連動テストなど本番稼働に向けた開発支援と追加要望の反映作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、新システムの開発と調整しながら作業を実施する必要があることから、新システムの開発を受託している公益財団法人京都高度技術研究所に委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新国民健康保険システム（オンライン処理）令和元年度開発支援等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和2年1月31日
- 4 履行期間
令和2年2月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
5,808,000円
- 7 契約内容
現在開発中の新国民健康保険システム（オンライン処理）について、一括処理システムとの連動テストなど本番稼働に向けた開発支援と追加要望の反映作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、新システムの開発と調整しながら作業を実施する必要があることから、新システムの開発を受託している公益財団法人京都高度技術研究所に委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新障害者福祉システム（オンライン処理）令和元年度開発支援等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和2年1月31日
- 4 履行期間
令和2年2月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
5,808,000円
- 7 契約内容
現在開発中の新障害者福祉システム（オンライン処理）について、一括処理システムとの連動テストなど本番稼働に向けた開発支援と追加要望の反映作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、新システムの開発と調整しながら作業を実施する必要があることから、新システムの開発を受託している公益財団法人京都高度技術研究所に委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子計算機 NEC ACOSシステム機器賃借（サーバ等）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和2年2月1日
- 4 履行期間
令和2年2月1日から令和2年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
電子計算機NEC ACOSシステム機器賃借（サーバ等）に係る賃貸借業務コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
代表 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
15,691,060円
- 7 契約内容
本市においては、大量、複雑な事務の一括処理及び広域的・即時的な市民サービスの提供を行うため、大型汎用コンピュータを導入している。
本件は、大型汎用コンピュータでシステムの設計・開発・運用を行うために必要なサーバ等について、現在の賃貸借契約が満了してからオープン化の稼働を迎えるまでの期間について、現行機器を引き続き賃貸借するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。
上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。
このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。
本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタ

ル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。

また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の3社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。

したがって、本件は上記の4社以外との競争が成立せず競争入札に適さない。

本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社J ECCを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護ケア推進課端末及び障害保健福祉推進室端末のACOS接続対応作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和2年2月14日
- 4 履行期間
令和2年2月14日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,850,000円
- 7 契約内容
本市では、大型汎用コンピュータ（以下、「ACOS」という。）のオープン化を実施している。
介護ケア推進課及び障害保健福祉推進室において、オープン化後の新システムで利用することを想定して端末を用意していたが、新システムの稼働時期変更に伴い、現行のACOSシステムを利用できるよう端末の再構築等が必要になった。
そこで、ACOSの利用環境に深い理解を有する事業者には、ACOSの利用に必要な機器・ソフトウェアの導入、端末・プリンタの設定、搬入、設置等の作業を委託するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ACOSシステムについては、トラブルが発生した際には、市民影響を最小限に抑えるため、直ちに原因を特定し、部品交換や代替機による復旧を行わなければならない。これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。
本契約の履行を可能とするためには、ACOSシステムについて保守を行っている日本電気株式会社に限られることから、同社を契約相手方として業務を委託するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に係るバッチ処理サーバ性能強化等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和2年3月3日
- 4 履行期間
令和2年3月3日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
27,678,200円
- 7 契約内容
オープン化後のバッチ処理システムが稼働するサーバについて、設計を見直し、性能を強化する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、各システムが稼働するサーバの設計・構築に十分な知識、経験を有していることに加え、新システムの稼働環境全体を熟知している必要があるが、これらの要件を充足するのは、オープン化事業において、新システム稼働環境の設計、構築等の役務を受託してきた公益財団法人京都高度技術研究所のほかにはないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他